

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第72号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第11条第1項各号列記以外の部分中「定める者に」を「定める者（以下「特定退職者」という。）に」に、「条例第7条第1項に規定する特定受給資格者に相当する者として別に定める者を」を「特定退職者を」に改め、同条第3項本文中「第1項に規定する別に定める者」を「特定退職者」に改め、同条第7項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当し、かつ、市長が法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めた者である場合

ア 特定退職者であって、法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として別に定める者

イ 法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者
第11条第8項第5号中「公共職業安定所」の右に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則第2項を次のように改める。

(失業者の退職手当に関する暫定措置)

2 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第7項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者」

とあるのは

「イ 法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者

であって、法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者

ウ 特定退職者であって、法附則第5条第1項に規定する地域内に居住する者（アに掲げる者を除く。）

とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第11条第8項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市職員退職手当支給条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第11条第7項（同項第2号に係る部分に限り、改正後の規則附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職した職員であって同条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項各号列記以外の部分に規定する待期日数を減じた日数分の同項各号列記以外の部分に規定する退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項本文に規定する退職手当の支給を受け終わった日がこの規則の施行の日以後であるものについて適用する。
- 3 退職した職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第 号)第4条の規定による改正後の職業安定法（以下「改正後の職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後の職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する改正後の規則第11条第8項（同項第5号に係る部分に限り、同条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、当該職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

(行財政局人事部給与課)